議案第20号

墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成24年2月15日

提出者 墨田区長 山 﨑 昇

墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例

墨田区公衆便所に関する条例(昭和39年墨田区条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は」を「し、又は」に改める。

別表言問橋際公衆便所の項及び業平橋際公衆便所の項を削り、同表に次のように加える。

押上駅前自転車駐車場内公衆便所	東京都墨田区押上一丁目8番25号
まち歩きトイレ業平橋	東京都墨田区東駒形四丁目15番18号
まち歩きトイレ錦糸	東京都墨田区錦糸一丁目1番1号
まち歩きトイレ言問橋	東京都墨田区向島二丁目1番66号

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(提案理由)

押上駅前自転車駐車場の整備及びまち歩きトイレ整備事業の実施に伴い、公の施設として公衆便所を4か所設置するとともに、同事業の実施により既存の公衆便所を2か所廃止するほか、所要の規定整備をする必要がある。